

一般競争入札

公共・単独

令和 4 年度施行

見積用

第 4 工 区 下 水 道 新 設 工 事 ( 雨 水 )

参考資料

本資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有するものではない。

帯 広 市

特 記 仕 様 書

北 海 道 帯 広 市

( 上下水道部 技術室 下水道課 建設係 )

2022. 4. 改正

## 目

☐	1. 適	用	P- 1
☐	2. 工	事 完 成	届 P- 1
☐	3. 道	路 交 通 規 制	P- 1
☐	4. 工	期	P- 1
☐	5. 安 全 訓 練 等 の 報 告		P- 1
☐	6. 用 地 境 界 標 ( 杭 ) の 取 り 扱 い		P- 2
☐	7. 再 生 資 源 利 用 計 画 及 び 再 生 資 源 利 用 促 進 計 画		P- 2
☐	8. 概 数 発 注		P- 2
☐	9. 出 来 形 総 括 図 の 作 成		P- 2
☐	10. 施 工 体 制 台 帳		P- 2
☐	11. 共 同 企 業 体 編 成 表		P- 3
☐	12. 段 階 確 認 事 項		P- 3
☐	13. 交 通 誘 導 警 備 員		P- 3
☐	14. 建 設 発 生 土 処 理		P- 4
☐	15. 特 定 建 設 資 材 廃 棄 物 の 処 理 に つ い て		P- 5
☐	16. 建 設 副 産 物 ( 伐 採 ・ 抜 根 ・ す き 取 り ・ 抜 開 物		P- 5
☐	17. 工 事 支 障 物 件		P- 6
☐	18. 工 事 現 場 発 生 品		P- 7
☐	19. 雨 水 枿 設 置 工 の 注 意 事 項		P- 7

## 次

☐	20. 雨 水 枿 の 位 置 表 示	P- 8
☐	21. 排 出 ガ ス 対 策 機 械 の 使 用 に つ い て	P- 9
☐	22. 地 上 地 下 の 既 設 公 共 施 設 の 被 害 防 止 に つ い て	P- 9
☐	23. 『 ほ く で ん 』 送 電 線 に 係 る 協 議	P- 10
☐	24. N T T 東 日 本 の 通 信 設 備 に 係 る 協 議	P- 11
☐	25. 冬 期 施 工 に つ い て	P- 12
☐	26. 土 の 締 固 め 試 験 及 び 現 場 密 度 の 測 定	P- 12
☐	27. 既 設 路 盤 材 再 利 用 に つ い て	P- 13
☐	28. コ ン ク リ ー ト 再 生 骨 材	P- 14
☐	29. 再 生 ア ス フ ァ ル ト 混 合 物	P- 15
☐	30. 工 事 図 面 ・ 工 事 写 真 の 電 子 化	P- 15
☐	31. 工 事 保 険 の 加 入 に つ い て	P- 16
☐	32. 「 法 定 外 の 労 災 保 険 」 の 付 保 に つ い て	P- 16
☐	33. 現 場 環 境 改 善 費 に つ い て	P- 17 ~
☐	34. そ の 他	P- 18 ~
☐	様 式 別 紙 様 式 一 覧 表	

様式一覧表

1. 施 工 計 画 表
2. 工 事 材 料 品 質 願
3. 施 工 体 制 報 告 書
4. 産 業 廃 棄 物 管 理 票 (マニフェスト) 総 括 表
5. 工 事 看 板
6. 工 事 施 工 協 議 簿 ・ 別 紙
7. 共 同 企 業 体 編 成 表
8. 段 階 確 認 願
9. 交 通 誘 導 警 備 員
10. 発 生 土 受 入 契 約 書
11. 発 生 土 受 入 証 明 書
12. 再 資 源 化 等 報 告 書
13. 現 場 発 生 品 調 書
14. 非 排 対 機 械 使 用 理 由 書
15. 使 用 機 械 一 覧
16. 再 生 骨 材 出 荷 確 認
17. 休 日 ・ 夜 間 作 業 の 届 出 書
18. 履 行 報 告 書 、 別 紙
19. 工 事 成 果 品 収 納 箱

## 1. 適 用

本工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書（最新版）』（以下共通仕様書という。）及び『下水道土木工事必携（案）』に基づき施工するものとする。『設計図書』、『共通仕様書』及び特記仕様書に記載のない場合においては、関係する各要綱、示方書及び指針等に準拠すること。その適用にあたっては、その都度工事監督員と協議すること。また、施工にあたって疑義、不明な点があれば同様に協議すること。

## 2. 工事完成届

工事完成届の提出に際しては、着工前写真及び工事状況写真（ダイジェスト版）・完成写真を添付し、撮影年月日等を記入するものとする。

## 3. 道路交通規制

本工事は、下記の道路交通規制で施工するものとする。

工事箇所	規制方法	規制期間
帯広市西9～10条南39～41丁目	車道幅員減少	施工計画承認後、規制開始日 ～ 令和 5 年 2 月 28 日
		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

- ※ 道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路使用許可を所轄警察署から受け、施工計画書に添付すること。
- ※ 上記の期間及び区間は、最大限を示したものであり施工にあたっては必要最小限に留めるよう努めなければならない。
- ※ 工事看板記載仕様については別紙1「工事看板記載仕様」を参照。

## 4. 工 期

本工事は、令和 5 年 3 月 15 日 迄とする。

この工期は、雨天、休日等（日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇及び作業期間内の全土曜日を含む。）を考慮したものである。

-----

-----

## 5. 安全訓練等の報告

『共通仕様書』第1章1-1-1-32に従い実施された安全・訓練等の状況を、開催毎の写真、出席者名簿等を報告書に添付し提出すること。安全訓練の他に、災害防止協議会、安全パトロールの実施状況を添付し提出すること。

## 6. 用地境界標（杭）の取り扱い

- 1) 受注者は工事着手前に現地調査を行い、調査書等の資料を基に、用地境界標（杭）を確認すること。
- 2) 用地境界標（杭）は工事施工に起因して、移設・損傷・紛失した場合は、受注者の責任で復元するものとするが、その作業は有資格者により行うものとし、工事監督員の承諾を得ること。
- 3) 用地境界標（杭）とは、道路敷地界（国土交通省・北海道・帯広市）のみならず、民地界、その他すべての境界標（杭）のことを示す。
- 4) 図面等に用地境界標（杭）が明示されている場合については、用地境界標（杭）があるなしにかかわらず立会簿をとること。

## 7. 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

『共通仕様書』第1章1-1-1-22に従い、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を施工計画書に添付し提出すること。

## 8. 概数発注

- 1) 「概数として扱う数量一覧表に示した数量」は、必要に応じて設計変更をするものとする。
- 2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者が行うものとする。
- 3) 概数に係る施工にあたっては、施工図面・数量計算書等を作成のうえ、工事監督員と十分協議し、施工協議簿にその打合せ経過を記入すること。
- 4) 標準図は標準的な施工図または出来形を示すものであり、現地状況等に応じて受注者は十分照査のうえ実施するものとする。
- 5) 変更の必要が生じた場合は、速やかに工事監督員と協議を行うこと。
- 6) 概数に係る工種において、概数を確定後、概数箇所の工事が可能となる。ただし、着手前に数量を確定できない工種については、工事監督員と施工協議簿で協議すること。

## 9. 出来形総括図の作成

本工事受注者は、下水道工事完成出来形総括図を成果品と同時に本工事完成時に提出すること。なお、作成要領等は工事監督員と協議すること。

## 10. 施工体制台帳

本工事受注後、下請契約を締結する場合は、契約締結ごとに施工体制台帳（施工体系図を含む）を作成のうえ工事監督員に提出する。  
（平成27年4月1日よりすべての工事において提出が義務付け）

## 11. 共同企業体編成表

本工事を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内（着工届けに添付）に共同企業体編成表作成のうえ、工事監督員に提出すること。（別紙「共同企業体編成表」参照のこと）

## 12. 段階確認事項

次の時期又は工種については、段階確認を実施する。又、『共通仕様書』1-1-1-23の表1-1に示す段階確認について、工事監督員と協議し、別紙「段階確認願」を提出すること。なお、段階確認の箇所（測点）については、現場にて工事監督員が決定するものとする。

- ・掘削完了時点（床付け面高さ検査、掘削幅検査）
- ・基礎砂利施工時点（管底高さ検査、管基礎寸法検査）
- ・路盤整正時点（雨・汚水柵、マンホールの路盤への摺付状況（高さ）確認）
- ・雨・汚水柵設置前時点（柵設置位置確認）
- ・污水管布設および汚水柵設置完了時点（カメラ検査）

① カメラ検査は、舗装復旧前に実施すること。

② カメラ検査前に水をマンホールおよび汚水柵から水を流し込み、下流側マンホールまで水が到達することを確認すること。

③ 上記②により汚水柵内に水の滞留や流れが悪いことが確認された場合、また、カメラ検査により污水本管のだおり等が原因による水の滞留が確認された場合は、工事監督員と協議の上、手直し工事を実施すること。

※ 道路関連工事が伴う場合については、道路改良工事後に本管や雨・汚水柵の破損や取付管のだおりが発生した場合の責任所在を明確化するため、道路改良工事前後に、下水道工事監督員・下水道工事現場代理人・道路工事監督員・道路工事現場代理人の4者で確認を行うこと。

## 13. 交通誘導警備員

市街地の工事で現道に係わる交通誘導を行う場合は、警備業法による交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を最低1名以上配置することを義務付けることとし、施工計画書に警備業法による警備員名簿及び検定合格者（いずれも写し）を添付すること。（警備員名簿は、警備業法第12条、同法施行規則第46条第1項第1号の要件に沿ったものとする。）

※ 別紙「交通誘導員の資格について」参照のこと

#### 14. 建設発生土処理

1) 本工事の建設発生土は下記に搬入すること。

該当	契約会社名、受入所在地	搬入予定土量	運搬距離	敷均しの有無	受入期間	受入不可期間
○	山口重機(有) 帯広市稲田町9-1、川西町基線99	669 m <sup>3</sup>	L= 4.0 km	有・ <b>無</b>	10月6日～ 2月28日	月 日～ 月 日
		m <sup>3</sup>	L= km	有・無	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
		m <sup>3</sup>	L= km	有・無	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
		m <sup>3</sup>	L= km	有・無	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
		m <sup>3</sup>	L= km	有・無	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
		m <sup>3</sup>	L= km	有・無	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
		m <sup>3</sup>	L= km	有・無	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日

- 2) 搬入に先立ち、受入先と受入契約を締結すること。（別紙「建設発生土受入契約書」を参照）また、発注者及び受入先に土質試験表を必要に応じ提出すること。なお、土質試験項目は最適含水比及び粒度分布等を試験し結果を提出するものとする。
- 3) 搬入土内に、コンクリート廃材・アスファルト廃材・ゴミ等を混入させないこと。なお、混入が認められた場合は混入物を撤去することはもとより、今後受入を禁止される場合があるので厳守すること。
- 4) 多数の現場より建設発生土の搬入が予想されるため、特に搬入位置の指示が無い場合は処理場の奥より置土し雨水が滞水しないよう均一に敷均すこと。
- 5) 当該工事受注後すみやかに「再生資源利用計画書（様式1・イ）」及び「再生資源利用促進計画書（様式2・ロ）」に必要事項を記載し、施工計画書に添付すると共に工事着手日までに工事監督員に提出すること。また、実施状況を把握し、「再資源化等報告書」、「再生資源利用実施書（様式1）」及び「再生資源利用促進実施書（様式2）」を作成し、工事完成後工事監督員に提出すると共に1年間保存すること。なお、「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力システム」によって実施状況を入力したコンパクトディスクについても提出すること。
- 6) 搬入路について砂利等が必要な場合は適宜敷均し補充すること。
- 7) 搬入期間中は道路清掃人を配置し搬入路の清掃を行うこと。又、清掃人には会社名を明示した腕章を着用させること。
- 8) 搬入完了後、すみやかに「建設発生土処理完了調書」を提出すること。また、調書には下記の写真を添付すること。
  - ① 搬入前後の比較ができる写真。
  - ② 搬入土の土質が確認できる写真。
  - ③ 道路清掃人及び清掃状況が確認できる写真。
  - ④ 搬入土量（台数管理）が確認できる写真（ダンプバケルの寸法写真および容量の図示）
- 9) 搬入前に工事監督員と、受入先管理者、搬入時期、数量の確認方法等について協議すること。
- 10) 搬入完了後、受入者より別紙「建設発生土受入証明書」を提出してもらい、工事監督員の確認を受けること。



15. 特定建設資材廃棄物の処理について (建設リサイクル法に係る特定建設資材廃棄物の処理について)

- 1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)の対象建設工事である。
- 2) 建設リサイクル法に係る特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート)を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。
- 3) 分別解体等を実施する者(下請け含む)は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において「解体工事業に係る登録等に関する省令」に定められた解体工事業登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した「建設リサイクル法」に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督させなければならない。
- 4) 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊)は、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に「建設廃棄物における適正処理計画」について記載すること。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出のうえ、工事監督員と協議すること。  
※ 処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定している。
- 5) 当該工事受注後速やかに「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の必要事項を記載し、別紙「再資源化等報告書」に添付して工事監督員に提出すること。また、実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、工事完成後工事監督員に提出すると共に、1年間保存すること。  
※ 「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)」によって入力したコンパクトディスクで提出すること。尚、日本建設情報総合センターへの工事登録時は、証明書で提出すること。  
※ 建設リサイクル報告様式(国土交通省ホームページより) [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)
- 6) 「建設廃棄物マニフェスト」は5年間、保存し、工事完成時にA票、E票の提示を行うこと。
- 7) 工事写真に、処理業者名(処分場名の看板等)が判り且つ搬入状況も判る写真を貼付すること。
- 8) 分別解体等及び再資源化等の計画協議書は、再資源化施設の変更のないように十分に留意をして計画協議を行うこと。

16. 建設副産物(伐採・抜根・すき取り・抜開物等)【以下「伐根物等」という。】

- 1) 本工事で発生する伐根物等は、下記に基づき適切に処理すること。
  - ① 本工事受注者自らの車両で直接処分場へ運搬する場合、又、本工事受注者の職員が、賃貸車両を使用し直接処分場へ運搬する場合、建設発生土と同じ方式により運搬車両に看板等で会社名を明示すること。
  - ② ①の事項、又、伐根物等処理の一括下請(「下請選定通知」、「契約書写し」を提出すること)以外で処理を行う場合は、廃棄物処理業の許可を受けた者を選定すること。
- 2) 施工計画書の提出時に「伐根物等処理計画書」を提出すること。
- 3) 搬入完了後、速やかに「伐根物等処理実績調書」を提出すること。また、調書には下記の写真、調書を添付すること。
  - ① 運搬の状況が確認できる写真(運搬車両が確認できるもの)
  - ② 受入業者名(処分場の看板等)がわかり、搬入状況がわかる写真
  - ③ 受入伝票のコピー

- 4) 工事現場内において発生した、廃棄物等が混在しないよう適切に管理するとともに、速やかに各処分場へ搬出すること。
- 5) 有料となるものの処理費用は、本工事に含まれている。
- 6) 一般廃棄物の場合、発生市町村と異なる自治体へ搬入する場合、事前に搬入先の自治体の承諾が必要となるので工事監督員と協議すること。
- 7) 一般廃棄物の収集・運搬・処分を委託する場合は、許可業者でなければできないので留意すること。また、一般廃棄物の許可は、市町村毎なので注意すること。

## 17. 工事支障物件

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各管理者と連絡を十分に行ない適正な処理に努めること。

該当	支障物件等	管理者	管理者との協議	移設期限等	工事方法等	立会
	電力柱	北海道電力(株)		月 日	移設・仮移設	要・不要
	電話柱	NTT東日本		月 日	移設・仮移設	要・不要
	地下埋設ケーブル	北海道電力ネットワーク(株) NTT東日本		月 日	移設・防護・撤去	要・不要
	架空線	北海道電力ネットワーク(株) NTT東日本 (株)帯広シティケーブル		月 日	移設・仮移設	要・不要
○	上水道管	上下水道部水道課		月 日	工事先行移設・切の廻し・弁筐高さ調整・試掘	要・ <del>不要</del>
	ガス管	帯広ガス(株)		月 日	移設・仮移設・試掘・防護	要・不要
	信号柱	北海道公安委員会 (帯広警察署)		月 日	移設・仮移設	要・不要
	消火栓	帯広消防署警防課		月 日	移設・防護・撤去・高さ調整	要・不要
	下水道管	上下水道部下水道課		月 日	切り廻し・工事先行移設・試掘	要・不要
	道路照明灯柱	各道路管理者		月 日	移設・仮移設・一時撤去復旧	要・不要
	標識柱	北海道公安委員会 各道路管理者		月 日	移設・仮移設・一時撤去復旧	要・不要
	街路樹	各道路管理者		月 日	伐採・移植・仮移植・植樹	要・不要

↑ 本工事の該当に○印 ※切廻し前に必ず試掘を行い確認すること。

#### 18. 工事現場発生品

本工事現場発生品の取り扱いを下記に示す。ここに示していないもので、現場より発生したものは工事監督員と協議の上、適正な処理を行うこと。なお、受注者が工事監督員に現場発生品を引き渡す場合は、別紙「現場発生品調書」を提出すること。

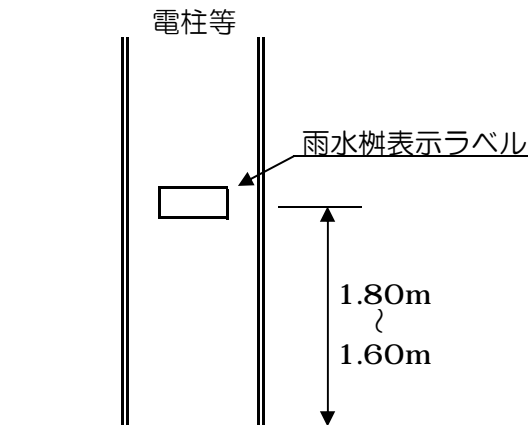
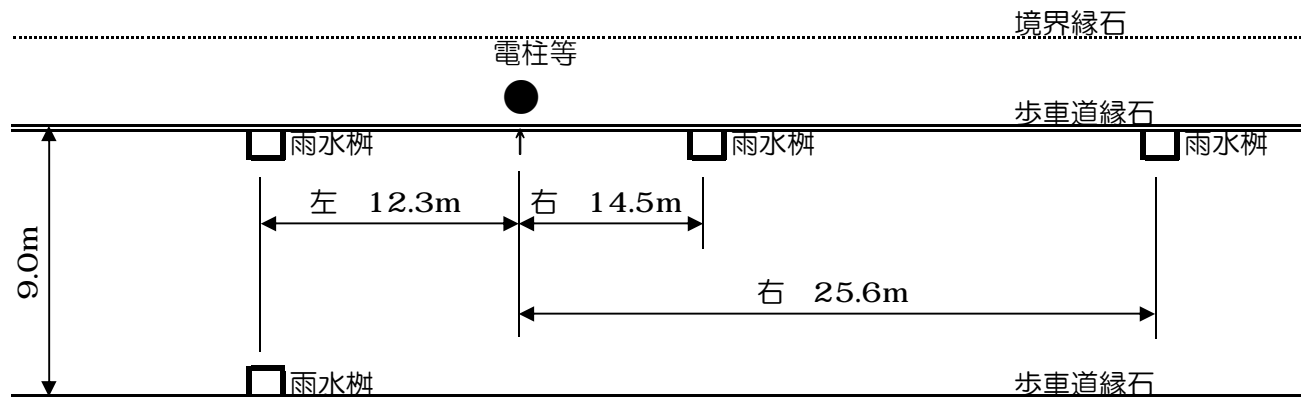
発生品名	規格・寸法	発生予定量	再使用量	残量	備考

#### 19. 雨水枡設置工の注意事項

- 1) 雨水枡位置の決定については、設置予定箇所の近隣地権者との確認を必ずとり、予定箇所を現地に表示した上で工事監督員と立会して決定すること。
- 2) 公共下水道雨水管は、道路は基より民地の地表水も排除する機能を有するため、付近の側溝の状況把握並びに工事完成後の地盤高を想定し、位置と高さを調整すること。
- 3) 側溝の雨水排除については、工事監督員と協議した上で、雨水枡に波付管で流入させる方法か、側溝を埋めて雨水枡天端（グレーチング）から流入させる方法で現地に合った方法で施工すること。
- 4) 玄関先や車庫前は極力避けること。
- 5) 雨水枡と取付管との接合は、特殊接合材を使用すること。
- 6) 雨水枡の設置高さ（舗装面からの落差）の確認は路盤整正後とし、工事監督員立会により行う。確認方法は、路肩端部に水系等を張り、舗装の仕上がり高さからの落差が容易に判定できるように行い、水系等が張れない場合は、レベルによる高さ確認を行う。（段階確認事項）
- 7) 舗装等の摺り付けを想定し、摺り付けが急勾配となる場合は道路端に離して設置するなど、摺り付け勾配を緩くすること。（車輛走行方向以外標準5%以下）
- 8) 車輛が走行する箇所への設置は原則として避けること。やむを得ない場合で、雨水枡が低いときは車輛の走行安全確保のため、摺り付け距離を長くし勾配を緩くすること。（車輛走行方向標準5%以下）
- 9) 舗装復旧をする際には、雨水枡設置時の摺り付け勾配が守られるよう特に注意すること。
- 10) 上記以外の条件、問題等が生じた場合は、必ず工事監督員と協議すること。

## 20. 雨水枡の位置表示

本工事で設置した雨水枡は、冬期の堆雪時に位置が確認できるよう最寄りの電柱等に位置を明示したシールを貼付すること。表示方法は下記のとおり。



＜帯広市型雨水枡表示シート＞

5.0cm	右	14.5	M
	左	12.3	M
8.5cm			
2枚目	右	25.6	M
	左	12.3 向9.0	M

＜雨水枡表示ラベル記載注意事項＞

- ① 道路工事・下水道工事・側溝整備工事等における雨水枡新設に適用。
- ② 雨水枡の位置を確認するための雨水枡表示ラベルを最寄りの電柱・街路灯等に貼り付ける。
- ③ 雨水枡表示ラベルは、車道側の高さ1.6m～1.8mの位置に貼り付ける。
- ④ 雨水枡表示ラベルは、貼り付けた電柱等からの距離を記載する。
- ⑤ 雨水枡表示ラベルの左右とは、車道側から電柱等に向かって左右とする。
- ⑥ 雨水枡表示ラベル文字は、テプラ等の黒文字、L～LX程度の大きさで記載する。
- ⑦ 電柱等が片側にしかない場合、雨水枡表示ラベルには、左〇〇.〇m〇〇.〇mと記載する。

※ には電柱等から雨水枡間の距離を記載

※ ラベルは帯広市型雨水枡表示シートとする。

## 21. 排出ガス対策機械の使用について

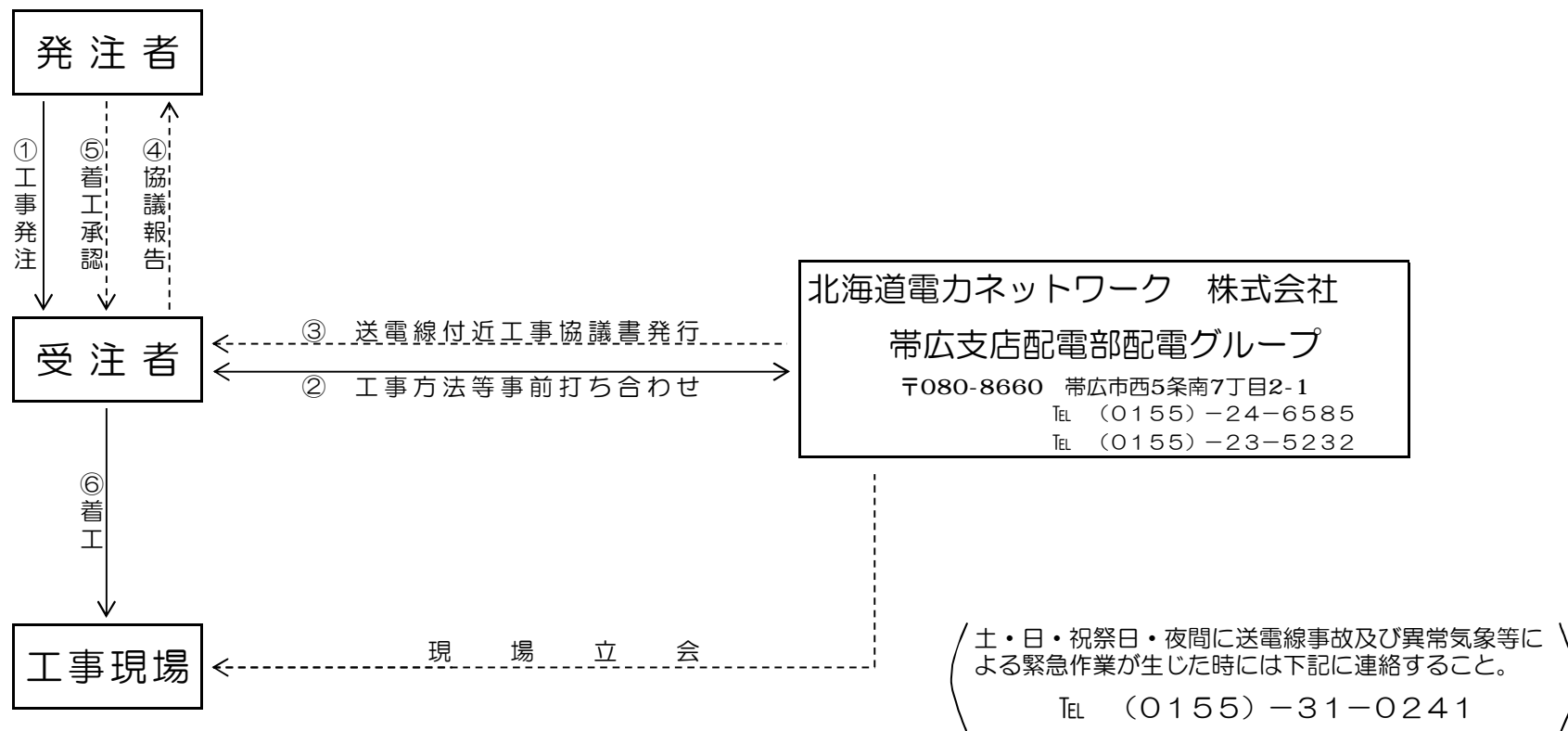
- 1) 当該工事において以下に示す建設機械（規格）を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境保全を目的として排出ガス対策型建設機械（以下、排対機械）を使用することを原則とする。
- 2) 排対機械を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下排対機械を含め、排対機械等）を使用することで排対機械と同等とみなすものとする。
- 3) リース会社に排対機械等の在庫が無い場合及びその他の理由等（自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等）により排対機械等を使用できない場合は、別紙「排出ガス対策型建設機械を使用できない理由書」を工事監督員に提出すること。理由が適当と認められた場合、非排対機械に設計変更する。なお、リース会社に在庫がない場合は証明書を添付すること。
- 4) 施工計画書の使用機械一覧表に、排対機械等の使用の有無を明記すること。（別紙「使用機械一覧」参照）
- 5) 排対機械等の使用を確認（指定ラベル）できる写真を撮影し、成果品として提出すること。
- 6) 排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

## 22. 地上地下の既設公共施設の被害防止について

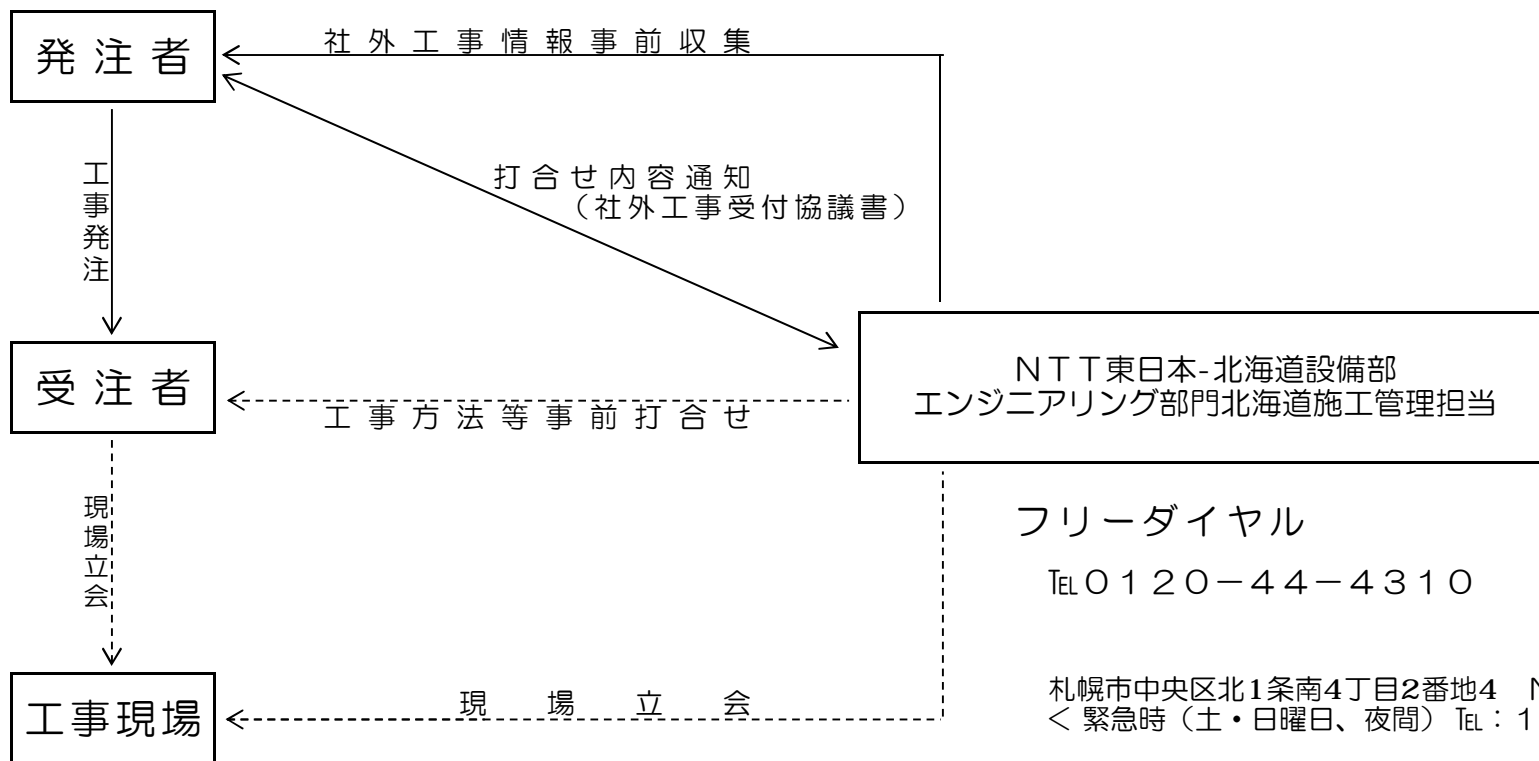
電気、通信、水道など社会生活に重大な影響を及ぼす既設公共施設については、特段の注意をした工事現場の管理を行うこと。

- 【1】 地上及び地下の既設公共施設の確認  
工事施工前に、工事箇所及びその周辺にある既設公共施設の確認を確実にを行うこと。確認結果は工事監督員に報告すること。
- 【2】 施設管理者との協議等  
既設公共施設の有無に係わらず、速やかに施設管理者と協議を行うこと。工事により施設に影響を及ぼす恐れのある場合は、施設管理者の指示を受け、その必要な保安処置を講じること。
- 【3】 施工計画書の提出  
施工計画書に、施設管理者との協議、指示内容及び保安処置について具体的に記載し、工事監督員に提出すること。なお、該当施設がない場合であっても、その旨を記載すること。
- 【4】 工事の着手  
施工計画書の提出及び事故防止保安措置を講じた後でなければ、工事に着手してはならない。
- 【5】 北電配電線・送電線設備（「20. 『ほくでん』送電線に係る協議」参照）  
工事着手前に「北海道電力ネットワーク(株)帯広支店配電部配電グループ(0155-24-6585)」と打合わせを行うこと。
- 【6】 NTT東日本の通信設備（「21. NTT東日本の通信設備に係る協議」参照）  
工事施工前に、「NTT東日本-北海道設備部エンジニアリング部門北海道施工管理担当」と打合わせを行うこと。

23. 『ほくでん』送電線に係る協議



## 24. NTT東日本の通信設備に係る協議



※ NTT東日本通信設備（地下埋設物）の照会については、（平成25年8月より）インターネットでの受付も可。なお、立会が必要な場合は従来と同様。（詳細はNTT東日本へ問い合わせすること。）

25. 冬期施工について

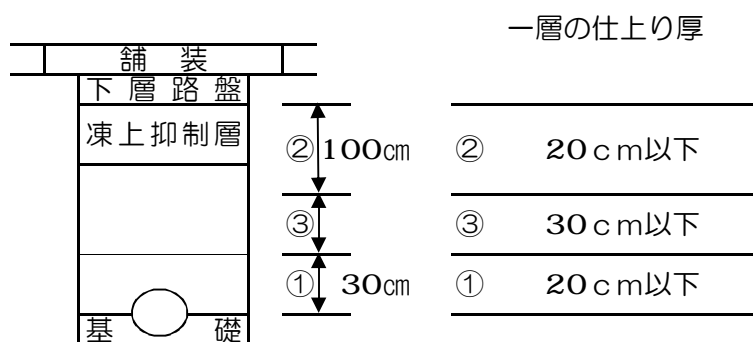
- 1) 凍土破碎については、原則無振動工法とすること。(回転式切崩機械等)
- 2) 凍土破碎された土は再利用せず、必ず捨土処分すること。

26. 土の締固め試験及び現場密度の測定

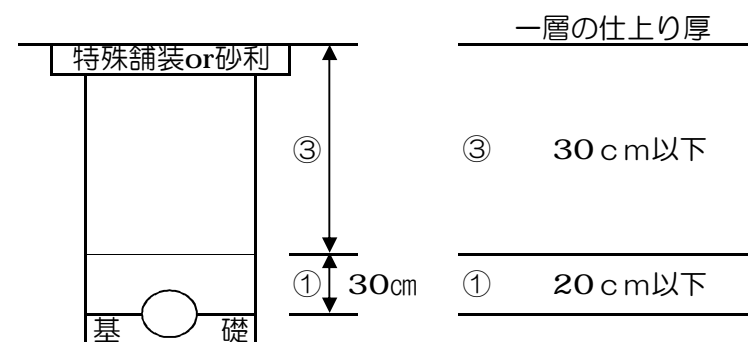
※『北海道土木工事標準共通仕様書』に準ずる。

改良区分	該当	測定箇所	一層の仕上り厚			規格値
			① 管上30cmから基礎の間	② 下層路盤と凍上抑制層の境目から100cm下面までの間	③ ①と②以外の間	
未改良道路	○	1路線に1箇所 または1,000㎡に1箇所	20cm以下	20cm以下	30cm以下	最大乾燥密度の90%以上
改良済道路 (同時改良)	○	1路線に1箇所 または500㎡に1箇所		30cm以下		

改良道路



未改良道路





## 27. 既設路盤材再利用について

- 1) 本設計書では、当該工事で発生する既設路盤材については、現場で流用埋戻しすることとしているが骨材洗い試験結果により現場内再利用することも検討するので、工事監督員と協議すること。

### 《概算数量の確定》

表1の予定数量は概算数量により算出されている。掘削施工図や再生処理施設への搬出量等で数量が確定した後、速やかに設計変更等について工事監督員と協議すること。

表1 既設路盤材予定数量

既設路盤材掘削予定量	既設路盤材再生処理プラント搬入予定量	再生材等利用予定量	再生材等利用工種
m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	

- ※ 再生材等は、当該工事で発生した既設路盤材を再生処理したものを基本とするが、工事工程や再生処理施設の処理方法などにより、再生処理施設で生産された新材等に替えることも可とするが、工事監督員に報告すること。なお、設計変更の対象とはしない。ただし、室内試験により既設路盤材が再利用出来ない場合は設計変更の対象とする。

### 《再生処理施設》

表2以外の再生処理施設に搬出する場合は、その旨と理由を記載した工事施工協議簿を工事監督員に提出し、承諾を得ること。なお、受注者の責による施設の変更については、設計変更の対象としない。

表2 再生処理施設

再生処理施設名	施設所在地

- 2) 搬出する既設路盤材には、土砂、廃棄物等の不純物が混入しないこととし、洗い試験値が、9～25%の範囲内であること。また、搬出する既設路盤材について、洗い試験及びふるい分け試験（1回）を実施し、工事監督員に報告すること。
- 3) 受注者は、プラント搬入量について、現場からの既設路盤材の搬出状況等を踏まえ、再生処理施設の受入伝票等を確認し、再生処理施設とプラント搬入量確定書を交わし工事監督員に提出すること。
- 4) 再生材等の品質管理及び規格は、土木工事共通仕様書の下層路盤材の規格による。

## 28. コンクリート再生骨材

1) 本工事では、セメントコンクリート再生骨材（0～40、0～80mm）を下記の箇所に使用するものとする。

該当	使用箇所	細目	規格・寸法	備考
	車道	下層路盤工	0～40 t = cm	
	歩道	下層路盤工	0～40 t = cm	
	車道	凍上抑制層	0～80 t = cm	
○	管基礎	基礎砂利	0～40 t = 図示 cm	
	函・MH・樹基礎	基礎砂利	0～80 t = 図示 cm	

2) セメントコンクリート再生骨材を使用する場合は下記仕様書によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、工事監督員と協議のこと。

### 【1】一般

- ① コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によること。確認の頻度は製造施設毎に年2回以上とする。  
移動式破砕機による現場内或いは一時保管施設において製造する再生骨材の品質は、その代表とするコンクリート塊により製造したもので試験を行い確認する。
- ② コンクリート再生骨材を路盤材料等に使用する場合は、基本的に100%で使用するものとする。
- ③ 本特記仕様書で規定するもの以外については、『共通仕様書』等の各種関連要領によるものとする。

### 【2】路盤用材料

- ① コンクリート再生骨材による路盤材料は、品質管理と凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得た材料を使用するものとする。

3) 本工事で使用するコンクリート再生骨材は下記、再資源施設より搬入するものとし、施工時期が確定した時点で別紙「再生骨材の出荷確認について（回答）」により再資源化施設より回答を受け工事監督員に報告すること。なお、供給量の不足がある場合は工事監督員と協議のこと。

再資源化施設	所在地	使用数量	備考

## 29. 再生アスファルト混合物

- 1) 本工事では再生アスファルト混合物を下表に示す再生骨材混入率に基づいて施工すること。また、再生アスファルト混合物に関する事項は、「アスファルト舗装再生利用ガイドライン」、「プラント再生舗装技術指針」等に従うものとする。

該 当	再 生 混 合 物	歩車別	混入率
○	細粒度アスコン	車道	50%
○	細粒度ギャップアスコン		
	密粒度ギャップアスコン		
	密粒度 (F13)		
	粗粒度アスコン		
○	アスファルト安定処理	歩道	
	細粒度アスコン		
	アスファルト安定処理		

- 2) 配合率50%再生アスファルト混合物については11月末日までの施工とし、12月1日以降に舗設する場合は新材を使用すること。  
 3) 密粒度アスコンの使用は10月末日までとし、11月1日以降は、原則、細粒度アスコンまたは細粒度ギャップアスコンを使用するものとする。ただし、当初、密粒度アスコンで設計計上しており、現地精査等によりやむを得ず11月1日以降の施工となる場合は工事監督員と協議すること。  
 4) 大幅な施工時期の変更や外気温等から密粒度アスコンの施工が明らかに不適と考えられる場合を除き、当初どおり密粒度アスコンで施工し、設計変更は行わないものとする。

## 30. 工事図面・工事写真の電子化

### 1) 工事図面

- ① 記録図面は出来形総括図とする。

### 2) 工事写真

- ① 工事写真は、デジタルカメラで撮影した全ての電子データをJPEG形式で保存し、各工種ごとにフォルダ整理すること。必要に応じ説明文をテキスト形式 (txt) で、説明図などをビットマップ形式 (bmp) で作成し、該当する写真フォルダに格納する。写真枚数が多くなる場合には、サブフォルダを作成するなど工夫し管理すること。  
 ② 有効画素数は、300万画素程度とする。1,000万画素以上の機種については高画質なためパソコンへの負荷が大きいため、カメラの画質を300万画素程度に設定すること。  
 ③ 写真の編集については原則認めない。ただし、明るさ補正や回転・パノラマ・つなぎ写真等の編集は可とするが、その場合はファイル名の後ろに補正したこと及び補正内容を記載すること。  
 ④ その他、不可視部 (配筋・基礎部等) の写真は、施工状況が判断できるよう適切な枚数を格納すること。

### 3) 電子媒体について、次に留意し提出すること。

- ① 記録媒体はDVDを基本としコンパクトディスクも可能とする。  
 ② 記録内容は、工事図面及び工事写真とする。  
 ③ 媒体表面に、年度・路線名・電子媒体番号・作成年月を記入すること。

### 31. 工事保険の加入について

本工事は、次に規定する保険等に参加しなければならないものとし、保険契約締結後、工事監督員に保険証券の写し（保険以外の場合には、保険証券に代わるもの）を提出すること。

- 1) 保険等の種類
  - ① 工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険（土木工事保険、組立保険等）
  - ② 工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険（請負業者賠償責任保険等）
  - ③ 上記に準ずるその他の保険
- 2) 保険等の期間
  - ① 工事着手のときから工事目的物の引き渡しまでの期間

### 32. 「法定外の労災保険」の付保について

本請負工事の受注者は、下記に従い、「法定外の労災保険」に付さなければならない。

- 1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乗せして雇用者が従業員等又は、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- 2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。
- 3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員へ提出しなければならない。
- 4) 契約書23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員へ提出しなければならない。
- 5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

### 33. 現場環境改善費について

- 1) 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
- 2) 現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。
  - ① 次の[別表]より、実施する項目を選択する。
  - ② 実施内容は、仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携のうち5項目を基本とし、具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議すること。

[別表]

計上費目	実施する項目(率計上)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備の充実    2.緑化・花壇    3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置    5.昇降設備の充実    6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)    2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化    4.現場休憩所の活性化 5.健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)    3.避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1.完成予想図    2.工法説明図    3.工事工程表    4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む)    6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ    8.地域対策費等(地域行事等の経費を含む)    9.社会貢献

- 3) 工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出すること。

### 34. その他

#### 1) 埋戻し土

本工事は、原則として現場発生土を埋戻材として使用する。このため、掘削土（発生土）の土質試験を各路線1回（箇所）以上行い、その試験結果を工事監督員に報告するものとする。

#### 2) 埋戻し土の試験

##### ① 試験項目

- ・ 土の含水量試験（JIS A1203）
- ・ 土の粒度試験（JIS A1204）
- ・ 土の液性限界試験（JIS A1205）
- ・ 土の塑性限界試験（JIS A1206）

##### ② 不良土判定基準

土質定数による判定（JIS A1203）

- ・ 自然含水比（Wn）／最適含水比（Wopt） $\geq 1.4$
- ・ 自然含水比（Wn）／塑性限界（Wp） $\geq 1.5$
- ・ 液性指数（ $I_L$ ） $\geq 0.75$

$$I_L = (\text{自然含水比 (Wn)} - \text{塑性限界 (Wp)}) / \text{塑性指数 (Ip)}$$

#### 3) 搬入土

不良土の場合の搬入土の採取地は、工事監督員と協議すること。搬入土については、事前に採取地で土質試験を2回（箇所）以上行い、工事監督員の上の了承を得てから埋め戻すものとする。

#### 4) 土留工について

本工事は「建設工事公衆災害防止対策要領」に定める「公衆に係わる区域」に該当することから、同要領第8章を準拠し、同要領第8章第51において下記の基準を参考にし土留材を選定すること。

- ① トンネル標準示方書(開削編)「(社)土木学会」
- ② 道路土工—擁壁・カルバート・仮設構造物指針「(社)日本道路協会」  
道路土工—仮設構造物指針「(社)日本道路協会」
- ③ 設計基準土木設計編「日本下水道事業団」
- ④ 掘削土留工設計指針(財)鉄道総合研究所」
- ⑤ 仮設構造物設計指針 首都高速道路公団」
- ⑥ たて込み簡易土留設計施工指針「日本下水道協会・たて込み簡易土留協会」

※ 上記以外を適用する場合には監督員と協議の上、承諾を得てから使用することができる。その際には、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料及び設計指針等を提出するものとする。

#### 5) 休日・夜間作業をする場合

休日または夜間に作業をする場合は必ず本工事着手前に別紙「休日・夜間作業の届出書」を監督員に提出すること。

#### 6) 完成写真について

着工前、管布設状況、完成を提出すること。なお、着工前、完成は同一箇所、同一方向で撮影し、比較確認が出来るようにすること。

7) 履行報告

工程の進捗状況を別紙「履行報告書」及び「履行報告書（別紙）」にて毎月初めに監督員に報告すること。

8) 道路関連工事との調整について

道路関連工事に起因する下水道本管および雨・汚水桝の設置後の破損や取付管のだおりが発生しないよう、道路工事業者と綿密な調整を行うこと。また、「11-1段階確認事項」にも記載したとおり道路改良工事後に下水道本管、雨水桝、取付管などに不具合が生じた場合は、道路工事業者と下水道工事業者双方が調整を行い、手直し工事等の措置を講じること。

9) 過掘の防止について

管路掘削にあたり過掘を行わないように床高の管理を徹底すること。（過掘により、工事後、時間の経過と共に床付け面に不陸が生じ、下水道本管にだおり等が発生し、流下機能が阻害され、本管閉塞が生じる。近年事例現場有り）また、湧水等により、過掘した場合の計画床付け面までの修復は、湧水で状態が悪くなった発生土を使用せず、基礎砕石を使用して埋戻しを行うこと。

10) 現場代理人の兼任等の取扱いについて（平成29年3月6日より施行）

① 兼任の取扱いについて

工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合、次に掲げる条件のすべてを満たす工事については、合計で3件まで現場代理人の兼任が認められる。

- (1) 公共工事であり、工事場所が原則、帯広市内であること。（他の発注機関の工事との兼任の場合は、他の発注機関が兼任を認めている場合に限る。）
- (2) 兼任する工事の契約金額がいずれも3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）であること。
- (3) 特記仕様書等において兼任が禁じられた工事でないこと。
- (4) 兼務させる現場代理人が、営業所専任技術者でないこと。

※ 兼任を希望する受注者は、「現場代理人兼任届（様式第1号）」を工事監督員に提出する。（様式は帯広市ホームページよりダウンロード可能）

② 専任を要しない期間の取扱いについて

次のいずれかに該当する期間は、現場への常住を要しないこととする。ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、打合せ記録等の書面により、常住を要しない期間があらかじめ明確になっていなければならない。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

1 1) 主任技術者の専任等の取扱いについて（平成29年3月6日より施行）

① 専任の取扱いについて

建設業法施行令第27条第2項において、特例として認められている主任技術者の兼任について、以下の条件をすべて満たす場合に主任技術者の兼任を認める。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

(2) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。

※ なお、主任技術者の兼任要件の詳細については、帯広市ホームページの「入札・契約」「要綱・要領・基準」のページに掲載している「帯広市発注工事における主任技術者の兼任要件に関する取扱基準」を確認すること。

1 2) 成果品収納箱

成果品を収める箱の詳細については別紙「工事成果品収納箱」によること。

1 3) 工事における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の取り扱いについて

追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書を提出すること。なお、必要と認められる対策については設計変更の対象とする。



# 施工計画書

令和 年 月 日

帯広市公営企業管理者 ○○ ○○ 様

受注者 住所  
氏名

工事名

---

上記工事について、施工計画書を下記のとおり提出します。

1. 工事概要
2. 計画工程表
3. 現場組織表
4. 指定機械
5. 主要資材
6. 施工方法
7. 施工管理計画
8. 緊急時の体制及び対応
9. 安全管理
10. 交通管理
11. 環境対策
12. 現場作業環境の整備
13. 建設副産物の適正処理計画
14. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書
15. 社内検査
16. その他

上記工事について、施工計画書を受理しました。

令和 年 月 日

監督員職氏名

課長	課長補佐	係長	主任	係

# 工事材料品質確認願

令和 年 月 日

帯広市公営企業管理者 ○○ ○○ 様

受注者 住所

氏名

工事名

---

上記工事について、工事材料の品質規格証明書を別紙のとおり提出  
しますので、ご確認願います。

上記工事について、工事材料の品質規格を確認しました。

令和 年 月 日

監督員職氏名

課長	課長補佐	係長	主任	係

課長	課長補佐	係長	主任	係

## 施 工 体 制 報 告 書

令和 年 月 日

帯広市公営企業管理者 ○○ ○○ 様

受注者 住所

氏名

工 事 名

---

当該工事の施工体制を、別紙のとおり定めたので関係書類を添付して報告します。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表

受注者住 所  
氏 名

産廃種類：

工事名：

番号	搬出日	運搬業者名 運転者名	運搬車両		搬出先 (処分業者名)	処分量	累計処分量	備考
			車両番号	積載可能重量				
1	R1.10.31	株式会社 興業 ○△	1234	10t	□□工業	10.00 t	10.00 t	

実 施 数 量 ( 合 計 )	0.00 t	
設 計 数 量 ( 合 計 )	9.00 t	
差	-9.00 t	0%

# 工事看板記載仕様

〇〇〇〇〇を  
行っています

令和〇年〇月〇日まで

時間帯 00:00~00:00

〇〇〇下水道新設工事

発注者 帯広市上下水道部技術室下水道課  
電話 65局4218番

受注者 〇〇〇建設株式会社  
電話 〇〇局〇〇〇〇番

## お願い

下水道工事のためご迷惑  
をお掛けしますが、よろ  
しくご協力願います。

なお、お気付きの点は係員に  
お申し出下さい。

〇〇〇建設株式会社

〇〇工事作業所

(電話) 〇〇局〇〇〇〇番

帯広市上下水道部技術室下水道課

(電話) 65局4218番

注：現場に施工業者の工事作業所及び現場代理人詰所等がない場合は、施工会社のみの記載とする。詳細は、共通仕様書による。尚、市街地については工事監督員と協議の上1/2サイズも設置許可とする。

## 工 事 施 工 協 議 簿

<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知書							(第 回)
工 事 名							
工種、細目等							
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事 項							
<input type="checkbox"/> 添付資料名						<input type="checkbox"/> 図 面 全 葉	
<b>【工事監督員】</b>							令和 年 月 日
上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input type="checkbox"/> 受理 する。 <input type="checkbox"/> 特記事項							
<input type="checkbox"/> 工事内容の変更の対象と <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する。ただし、詳細については別途指示する。							
<b>【受注者】</b> 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解しました。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項							
確認欄	課長	課長補佐	係長	主任	監督員	現場代理人	主任技術者

(主 旨)

本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

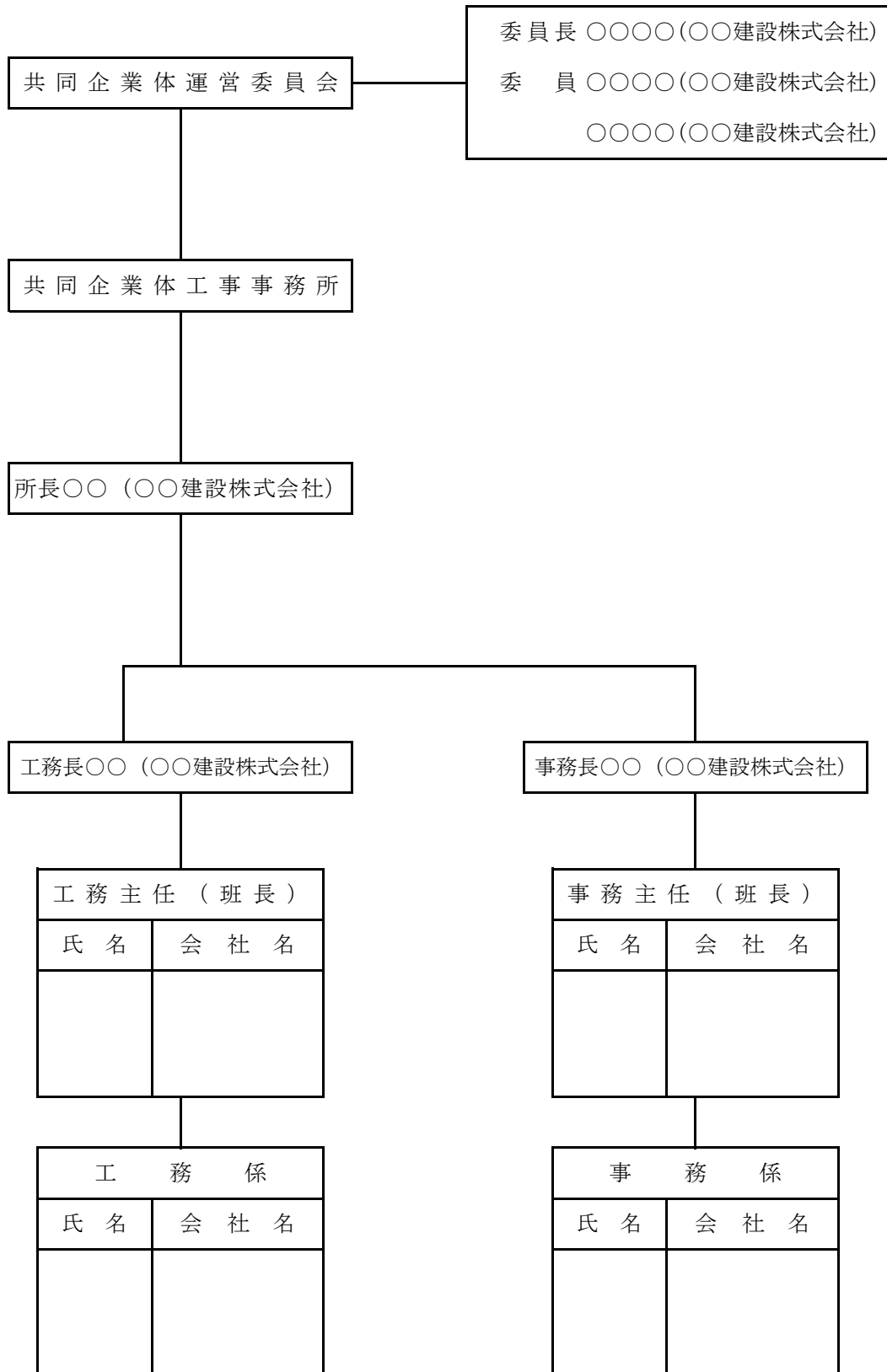
(作成上の注意)

- 1 該当する□内にレを記入すること。
- 2 確認欄には、押印又はボールペンでサインすること。

# 工事施工協議簿 別紙1

記載者	内 容
協議事項	
合意事項	

〇〇共同企業体編成表





令和 年 月 日

監督員

様

(受注者名)  
現場代理人

印

## 段階確認願 (第 回)

下記について、段階確認をお願いします。

記

### 段階確認の内容

工事名					実施希望日	令和 年 月 日
工種	細目等	品質規格	区域・測点等	数量等	呼称	備考

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

監督員

印

実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名	
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 制作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)		
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場、 <input type="checkbox"/> 机上		
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)		
特記事項			

令和 年 月 日 ( ) の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて  
いる。いない。 詳細については、別途指示する。

令和 年 月 日  
監督員

印

(主 旨)

本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。

(作成上の注意)

該当する□内にレを記入すること。

○ 交通誘導警備員の資格について

- 1 本工事は、市街地に係る工事現場であるため、交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資 格	確 認 資 料
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書(写し)

- 2 交通誘導警備員の配置に当っては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を1名以上とすること。
- 3 交通誘導警備員の人数が確認出来る資料を成果品として提出すること。
- 4 資格等を確認できる資料(写し)として下記を施工計画書に添付すること。

(表)

第 号

54	写真	合格証明書
	住所	
	スタンプ	氏名
		( 年 月 日生)
		年月日 公安委員会 印

85.6ミリ

(裏)

備考	
----	--

○ 交通誘導警備員について

- 1 配置方法  起終点に各1名  歩道部  その他( 三叉交差点 四叉交差点 )

別紙参照

- 2 期 間 本工事の掘削開始時から舗装復旧完了時までとする。尚、砂利道の場合は、埋戻し完了まで。

- 3 そ の 他 必ず旬報等で設計と対比できるように管理し成果品として提出すること。尚、状況写真等も提出すること。

(別紙)

建設発生土受入契約書

工 事 名	※工事請負契約書に記載されている工事名
発 注 者 名 称	帯広市公営企業管理者
排 出 場 所	※工事請負契約書に記載されている工事場所
受 入 場 所	※特記仕様書に記載されている場所
受 入 数 量	※設計数量 ○○○ m <sup>3</sup>
受 入 費	○○○円/m <sup>3</sup>
受 入 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
支 払 期 限	請求書を受理した日から30日以内

上記のとおり、建設発生土の受入者（以下「甲」という。）と建設発生土の搬入者（以下「乙」という。）は、建設発生土の受入に関し契約を締結し、この契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

発注者にはコピーを提出すること

令和 年 月 日

甲 住 所  
名 称  
代表者

印

乙 住 所  
名 称  
代表者

工事請負契約書と同一とする

印

(別紙)

令和 年 月 日

## 建設発生土受入証明書

搬入業者 様

受入者 住所  
氏名

建設発生土の受入について、下記のとおりであることを証明いたします。

工事名 令和〇〇年度 第〇〇工区 下水道新設工事(雨水or汚水)  
受入数量 〇〇〇m<sup>3</sup>  
受入完了日 令和 年 月 日

上記の建設発生土の受入について確認しました。  
令和 年 月 日  
工事監督員職氏名 印

(様式7)

# 再資源化等報告書

令和 年 月 日

帯広市公営企業管理者 様

受注者 住所

氏名

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、  
下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

## 記

1, 工事の名称

2, 工事の場所

3, 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4, 再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5, 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_ 万円

6, 再生資源利用実施書 (様式1) 別紙のとおり

7, 再生資源利用促進実施書 (様式2) 別紙のとおり

令和 年 月 日

帯広市公営企業管理者  
中野雅弘様

(受注者)  
住所  
氏名

印

現場発生品調書  
(第 回)

工事によって生じた現場発生品について、下記のとおり引き渡します。

記

現場発生品の内容

工事名						
引渡希望時期						
工種	品名	品質規格	数量	呼称	生産等区分	引渡場所

(引渡場所が設計図書に記載されていない場合)

現場発生品(品名等)の引渡場所について、上記のとおり指示する。

監督員

印

(主旨)

本様式は、受注者が工事監督員に現場発生品を引き渡す場合に提出するものである。

(作成上の注意)

- 1 生産等区分には、解体材、発生材等を区分して記入すること。
- 2 引渡場所が設計図書に記載されていない場合は、工事監督員の指示によること。

〈理由書例〉

## 排出ガス対策型建設機械を使用できない理由書

令和 年 月 日

(工事監督員) 様

(受注者名)

印

工 事 名			
現 場 代 理 人 名			
機 械 名		規 格	
当該工事で使用できない理由 (例) 自社持機械を使用し、排出ガス浄化装置を装着するには資金不足のため			
今後の使用方針 (例) 資金調達が出来次第、排出ガス浄化装置を設置する予定 (1年後を予定)			
機 械 名		規 格	
当該工事で使用できない理由 (例) 自社持機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場にないため			
今後の使用方針 (例) 自社持機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場に追加されしだい、装着する予定			

## 使用機械一覧

機 種	規 格	台 数	使 用 工 種	排 出 ガ ス 対 策	そ の 他
			(記入例) 土砂掘削 岩盤掘削 法面整形 路盤工締固め	(記入例) 排対 浄化装置付 非排対	



(別 紙)

令和 年 月 日

(受注者)

様

(住 所)

(再資源化施設名)

印

再生骨材の出荷確認について (回答)

令和 年 月 日に貴社より依頼のありましたこのことについて、  
次のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 出荷できる再生骨材の規格、出荷可能数量及び出荷時期

規 格	出荷可能数量 (m <sup>3</sup> )	出荷時期	備 考

(例)

課長	課長補佐	係長	監督員

## 休日・夜間作業の届出書

令和 年 月 日

監督員 ○○○○ 様

受注者 ○○○○○ 株式会社  
現場代理人 □□□□

工事名  
理由 工程に多少遅れがあり、解消するため  
期間 令和 年 月 日( )

工種	作業内容	備考
舗装打ち換え工	舗装版切断	作業員
伸縮継手工	〃	交通誘導警備員2人
		コンクリートカッター

### 緊急連絡体制

帯広市対応者

帯広市  
上下水道部技術室下水道課  
休日・夜間 当直TEL 0155-24-4111

監督員  
係員 ○○○○

係長

課長

○○○○○ 株式会社  
代表取締役 ○○○○  
本社 0155-00-0000

現場代理人 □□□□  
(工事担当) 携帯090-0000-0000

常務取締役 △△△△  
携帯090-0000-0000

専務取締役 ○○○○  
携帯090-0000-0000

課長	課長補佐	係長	監督員

(例)

履行報告書

工事名			
工期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
日付	令和 年 月 日 ( 月分) (予定)		
月別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備考
(記事欄)			
※社内検査、段階確認、安全大会等を記載する。			

予定は前日、実施は後日  
(休日を除く)

(作成上の注意)

- 1 報告は、原則毎月とし、工事監督員へ提出すること。
- 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入すること。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入すること。

(記載例)  
履行報告書 (別紙)

No. ↑  
提出年月日 令和 年 月 日

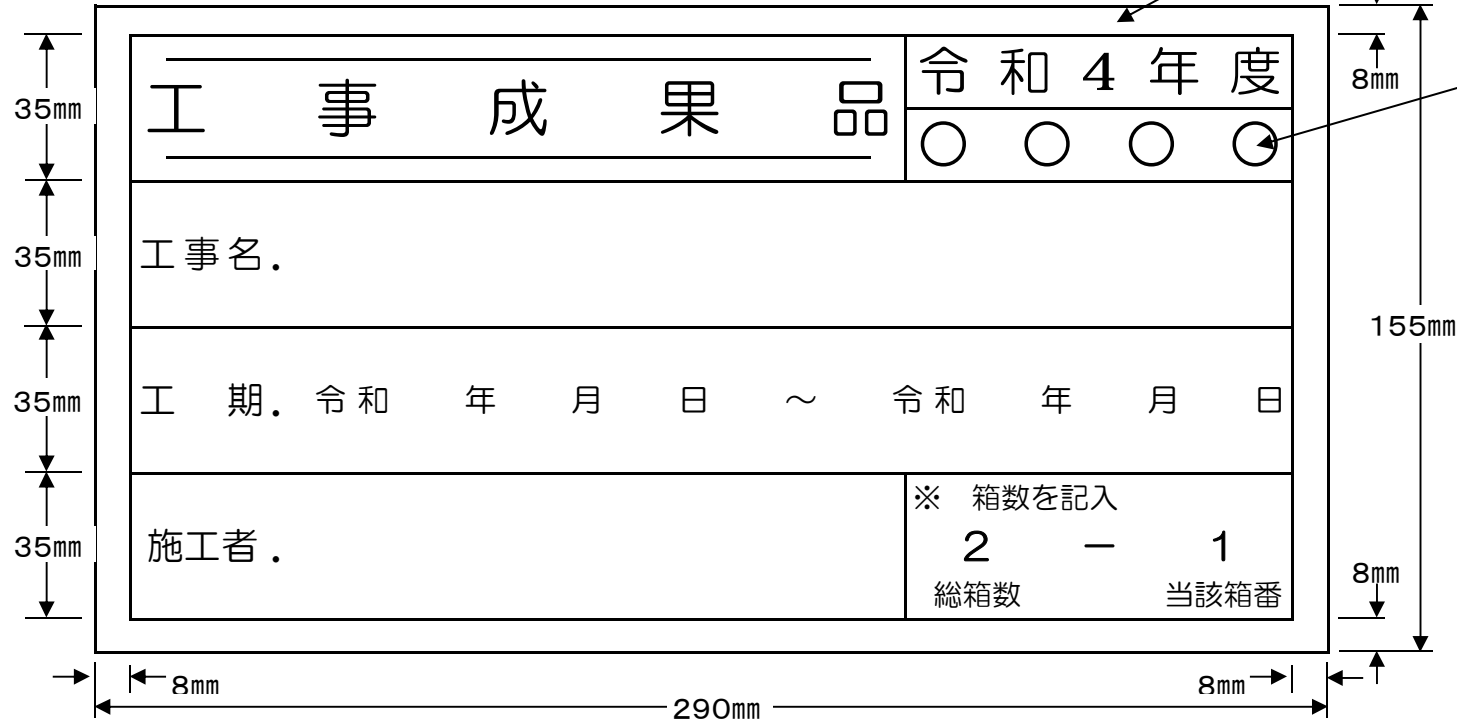
月 日	曜 日	予 定		実 績			
		工 種 施 工 内 容		予 定 ど お り 実 施 済	変 更 実 績 内 容	天 候	降 雨 量 ( 降 雪 量)
				予定は前日、実績は後日(休日を除く)。			
		路盤工SP100.00-SP200.00	○	予定どおりの場合			
		歩道路盤工SP10.00-SP20.00	×	歩道路盤工SP10.00-SP30.00			
※社内検査、段階確認、安全大会等を記載する。							
							前月末の出来高
							%
							↓
							月 日 現在の出来高
							%

# 工事成果品収納箱

- (1) 工事成果品収納箱は、プラスチック製 幅420×高さ300×長さ780mmを使用すること。
- (2) 収納箱の色は、 補助-青 単独-赤 とし、その他の工事については工事監督員の指示に従うこと。
- (3) 収納箱引出し前面部に下記タイトルを貼付すること。

外枠着色指定	青
	橙
	紫
	赤

□ は着色部



着色指定	事業指定
○ ピンク	補助雨水
茶	補助汚水
緑	補助雨汚水
水色	単独雨水
黄	単独汚水
白	単独雨汚水

↑ 本工事該当○印

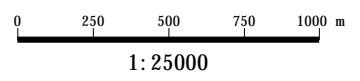
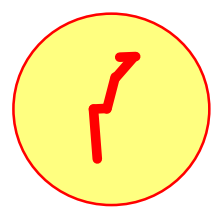
## 概数として扱う数量一覧表

	工事名	第4工区下水道新設工事(雨水)			当初	事業区分	下水道
						工事区分	管路
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
管路		式		1			
管きょ工(開削)		式		1			
管路土工		式		1			
凍土破碎工		m3		200		概数	
付帯工		式		1			
舗装撤去工		式		1			
殻運搬	舗装版破碎	m3		60		概数	
殻処分	アスファルト殻	t		136		概数	
仮設工		式		1			
除雪工		式		1			
除雪工	積雪初期 D=4.1km	m3		10		概数	
除雪工	最新積雪期 D=4.1km	m3		118		概数	

## 概数として扱う数量一覧表

	工事名	第4工区下水道新設工事(雨水)			当初	事業区分	下水道
						工事区分	管路
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
管路		式		1			
付帯工		式		1			
舗装撤去工		式		1			
殻運搬	舗装版破碎	m3		47		概数	
殻処分	アスファルト殻	t		105		概数	

# 位置図



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平24情使、第244-28225号)」